

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業  
「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」

平成29年9月25日 時点

No.	補助対象工事細目一覧	共用	住戸
<b>居住支援協議会等が必要と認める工事</b>			
<b>100</b>	<b>入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事</b>		
101	車いす対応台所の設置等	○	○
102	車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置	○	○
103	福祉型便所の設置等	○	○
104	脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）	○	○
105	聴覚障害者用お知らせランプの設置	○	○
106	点字表示の設置	○	○
107	居室の電気スイッチのワイドスイッチへの改修	○	○
108	居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンタッチ式シャワー等への取替え）	○	○
109	居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修	○	○
110	屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）	○	○
111	建物に付随する屋外スロープの設置	○	○
<b>200</b>	<b>安全性能の向上工事</b>		
201	転落防止措置に係る工事	○	○
202	クッション床へ改修	○	○
203	台所の対面化や大型化に係る工事	○	○
204	柱等の角の面取り及びクッションの設置	○	○
205	ドアや扉へ指詰め防止工事	○	○
206	IHコンロ化や消火装置付きコンロへの改修	○	○
207	バランス釜から給湯器への改修	○	○
208	トイレ等、外から開けられる鍵の設置	○	○
209	浴室進入防止のための鍵等の設置（乳幼児事故防止等）	○	○
210	緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）	○	○
211	2重ロックの設置	○	○
212	オートロックの設置	○	○
213	面格子の設置	○	○
214	防犯カメラ設置	○	○
215	カメラ付きインターホン設置	○	○
216	防犯フィルム設置	○	○
217	人感センサー付照明設置	○	○
218	足元灯の設置	○	○
219	シャッター付コンセント等の設置	○	○
220	防犯ガラスの設置	○	○
221	強化ガラス、安全ガラスの設置	○	○
222	施錠式郵便受箱の設置	○	○
<b>300</b>	<b>防音性・遮音性の向上工事</b>		
301	防音壁の設置	○	○
302	防音サッシの設置	○	○
303	二重床工事・床仕上げ材の改修	○	○
304	界壁の防音工事	○	○
<b>400</b>	<b>ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）</b>		
401	断熱材の設置		
402	断熱・遮熱塗装	○	○
403	断熱タイル設置	○	○
404	断熱・遮熱フローリングの整備	○	○
405	グラスウール・押し出し発泡ポリスチレン等の増設	○	○
406	断熱サッシの設置		
407	内窓設置	○	○
408	複層ガラス設置	○	○
409	断熱フィルム設置	○	○
410	断熱雨戸設置	○	○
411	遮熱ガラリ設置	○	○
412	断熱シャッター設置	○	○
413	気密シートの設置	○	○
414	風呂・脱衣所の暖房乾燥機の設置	○	○
415	暖房便座への更新（温水シャワー付含む）	○	○
<b>500</b>	<b>防火・消火対策工事</b>		
501	自動火災報知器の設置	○	○
502	避難設備誘導灯設置	○	○
503	非常用照明設置	○	○
504	スプリンクラー等設置（消火設備設置、屋内消火栓設備設置）	○	○
505	内装材の不燃化工事	○	○
506	防火戸の設置	○	○
<b>600</b>	<b>高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備</b>		
601	トイレにおむつ交換台を設置	○	
602	キッズスペースの設置	○	
603	共用リビングの設置	○	
604	談話室の設置	○	

御注意：記載のある事業の他にも補助事業の対象となる場合がございますので、御不明な点がある場合は支援室までお問い合わせください。